

令和2年度 第1回 碧南市介護サービス運営協議会会議録

1 日時

令和2年6月23日（火） 午後1時30分～午後1時50分

2 場所

碧南市役所 2階 会議室1

3 出席者

(1) 出席者 禰宜田知司、河原厚司、大田康博、堀尾静、沢井智美、齋藤健、佐藤洋一  
(計7名)

(2) 事務局職員 健康推進部長 山本政裕、高齢介護課長 三島翁  
高齢介護課課長補佐 杉浦洋子、高齢介護課課長補佐 鈴木美奈子、  
高齢介護課主事 林拓寛  
(計5名)

4 傍聴者

0人

5 議題

地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（予防専門型通所サービス）  
事業所の新規指定について

6 議事録

事務局：あいさつ

会長：あいさつ

事務局：議題の説明

A委員：先程ヘルパーステーションと併設という説明があったがデイサービスの介護職員8名はヘルパーステーションと兼務の方が多いのか。

事務局：介護職員のヘルパーステーションとの兼務はありません。

A委員：では10人定員に対し職員を約12名確保しているということか。

事務局：介護職員はそれぞれ半日勤務であり勤務時間が短い等の実情はあるがその人数で運営していくことになります。

B委員：設備基準について、天井の高さについて基準は特になのか。

事務局：天井の高さについては特に基準はありません。

B委員：資料の写真を見ると相談室の天井が低く、横が広がっているように見えたので、基準があるのかと思い質問させてもらった。

事務局：写真の撮り方もありそのように見えてしまっています。一般の住宅程度の高さはございます。

C委員：先程沢井委員からもあったが、職員の配置人数が10人定員にしては多い。今後は介護職員が常勤何名、非常勤何名、常勤換算何名かを資料に記載していただくとよりわかりやすい。生活相談員や機能訓練指導員は兼務ではないか。

事務局：生活相談員は全員兼務となります。生活相談員と介護職員の兼務は1名となります。あとの介護職員の方は非常勤専従になります。

C委員：機能訓練指導員は看護師の資格がある方か。

事務局：看護師の有資格者になります。

C委員：その場合、従業員の中に看護職員は入らないのか。

事務局：機能訓練指導員としての配置となるので今回は入りません。

C委員：今のような説明を今後は資料にも記載してほしい。ケアマネが事業所を紹介する際にも重要な情報になるのでそういったことは正確に表現した方が良いかと思う。

D委員：今回の申請者は1回目の申請の際に却下された事業所か。

事務局：申請者の書類の作成が間に合わず申請を遅らせており今回の申請となっている。

D委員：何か不備事項があったから申請が延びたという訳ではないということでしょうか。

事務局：はい。そういった理由ではございません。

会長：他にご意見、ご質問はございませんか。それでは、今回の新規指定の内容につきましては、特に問題ないということですので、この件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議題終了

事務局：あいさつ